

★ 広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第四十三号）（審査指導課）

一 改正の要旨

- 1 広島県佐伯警察署が新設されることに伴い、同署を新たに廢に指定した。
- 2 その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十五年八月五日。ただし、一 1 の改正は、平成二十五年九月二日